

自動車運転代行業の概況

経緯

平成14年6月 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」施行

平成16年6月 代行運転自動車の運転者への第二種免許の義務付け（道路交通法）

自動車運転代行業者数

	<平成14年末>	<平成27年末>
業者数(業者)	4,148	8,866
随伴車両台数(両)	17,853	27,382

これまでの取組み

○平成20年2月、警察庁と共に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を策定。

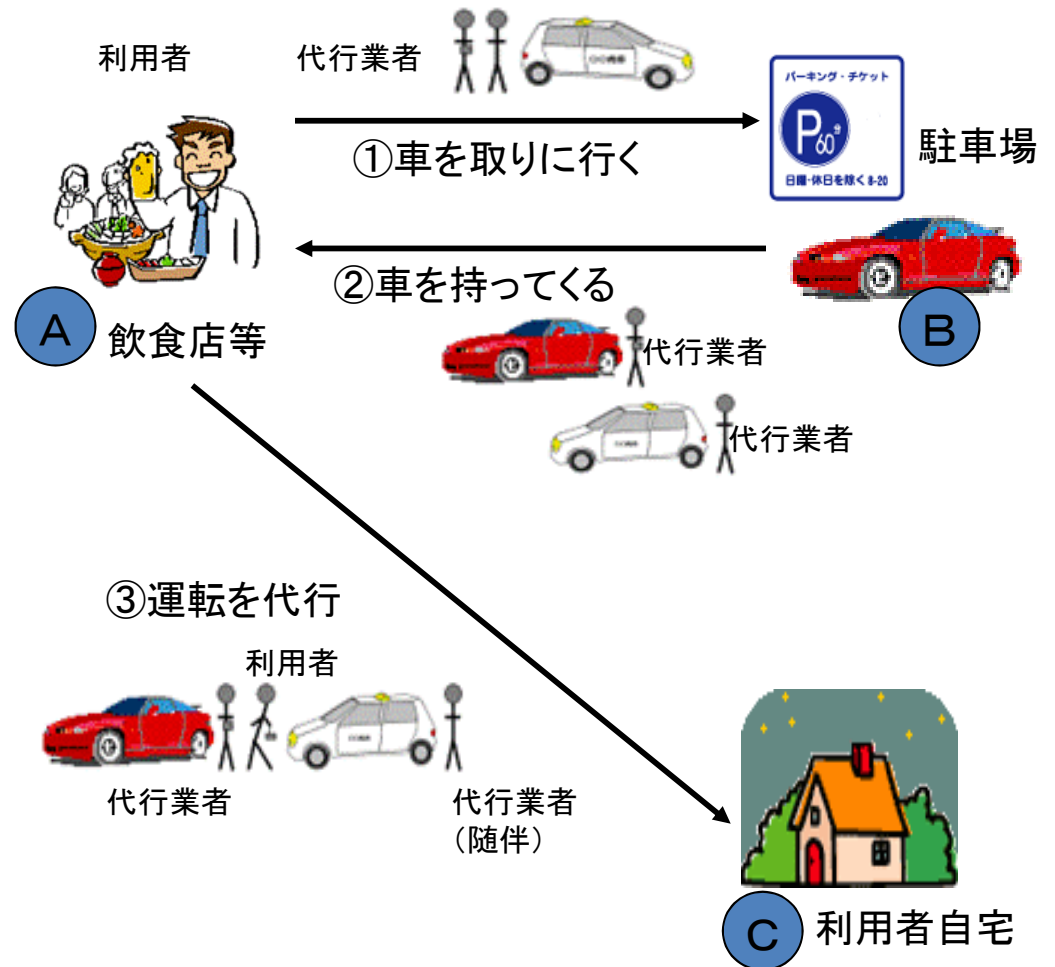
- ・顧客車に対する車両保険等の加入
- ・顧客車への標識の表示方法の改善 等

○平成24年3月、警察庁と共に「安全安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定。

- ・持込み随伴車へのペイント化
- ・行政処分の強化 等

自動車運転代行業とは

主として夜間盛り場で飲酒し運転できなくなった者等の自動車をその者に代わって運転する事業



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）

- 目的(第1条) 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ること
- 自動車運転代行業の定義(第2条第1項)

他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、以下のいずれにも該当するもの

 - ・主として、夜間において酔客に代わって運転するものであること
 - ・酔客等を乗車させるものであること
 - ・常態として、当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること
- 認定(第4条) 自動車運転代行業を営もうとする者は、以下の事項に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならない

公安委員会は、認定に際して、あらかじめ、国土交通大臣(都道府県知事※)に協議し、その同意を得なければならない(第5条第4項)

※平成27年4月1日、法に基づく国土交通大臣の事務・権限(標準約款の作成を除く)を都道府県に移譲。

【欠格要件】(第3条)

- ・私法上の行為能力を大きく制限された者(成年被後見人 等)
- ・一定の前科がある者
- ・最近2年間に、本法の規定に基づく営業停止の処分その他の処分に違反した者
- ・暴力団関係者 等

●代行業者の義務

交通の安全 (公安委員会)

- ・代行運転自動車標識の表示(第16条)
- ・無免許運転等の下命容認の禁止
(第19条第1項及び第2項)
- ・第二種免許の義務付け(道交法第86条第5項)

利用者の保護 (国土交通省)

- ・料金の掲示(第11条)
- ・損害賠償措置を講ずること(第12条)
- ・約款の掲示(第13条第1項)
- ・随伴用自動車の表示等(第17条)

- 行政処分 立入検査等により、上記義務違反等に対しては、以下の処分がなされる
 - ・指示(第22条)
 - ・営業停止(第23条)